

奈良市公共工事における市内下請負業者活用の公表に関する要領

(目的)

第1条 公共工事の下請負業者について、市内下請負業者活用の状況を取りまとめ定期的な公表を通じ市内下請負業者活用の推進を図る。

(事業者の区分及び定義)

第2条 本市において事業者の区分及び定義は次のとおりとする。

区 分		定 義
市内企業	市内業者	奈良市内に本社、本店を有する事業者
	準市内業者	奈良市外に本社、本店を有するが、奈良市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約締結、納入、代金の請求・受領その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる事業者
市外企業	県内業者	奈良市外(県内)に本社、本店、支社、支店、営業所等を有する準市内業者に該当しない事業者
	県外業者	上記以外の事業者

(公表の対象とする工事)

第3条 公表の対象とする工事(以下「対象工事」という。)は、契約課で前年度にしゅん工検査を行った工事とする。

(公表の内容)

第4条 公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象工事の一次下請負における市内業者・準市内業者・県内業者・県外業者の活用の状況について、工事の規模(請負金額)、検査数及び一次下請負業者の総数から算出した比率(数値)。
- (2) 対象工事(本市と受注者の請負金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。))が土木工事にあっては5億円以上、建築工事にあっては9億円以上の工事に限る。)の一次下請負において市内企業と契約を行わない場合の理由についての統計。

(公表の時期)

第5条 公表の時期は、毎年6月とする。

(公表の方法)

第6条 公表の方法は、奈良市ホームページへの掲載とする。

附 則

この要領は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。